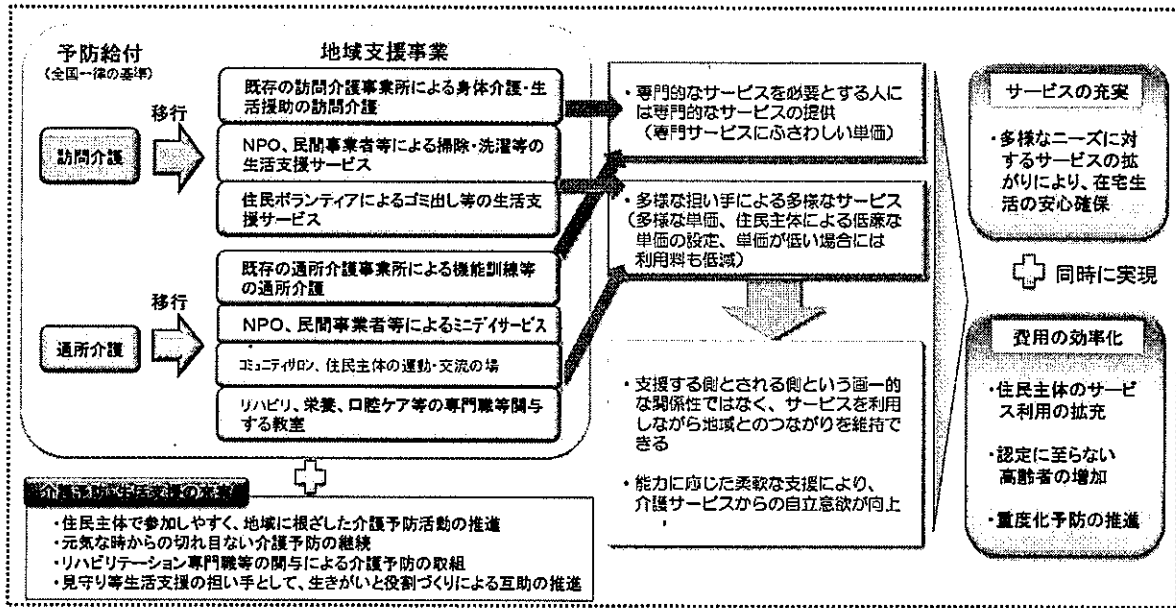


図表Ⅱ-4-3 新しい総合事業と生活支援サービスの充実（国のイメージ図）



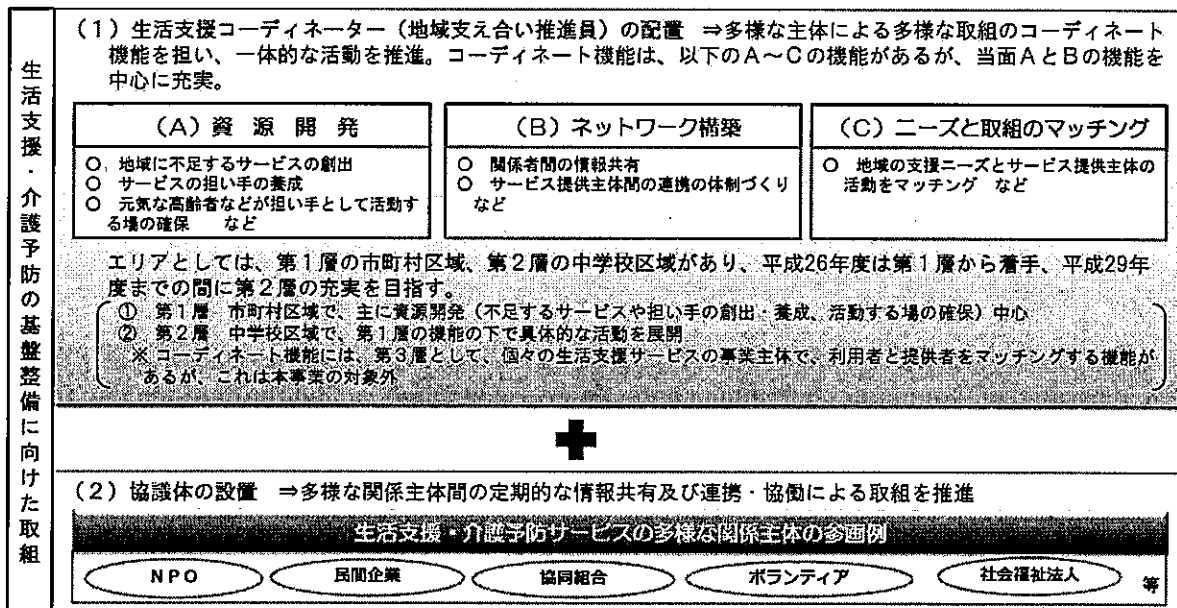
○「介護予防・生活支援サービス事業」においては、多様な主体による多様なサービスが創出されるような取組みを推進していくことが必要となります。

このため、地域の支え合いの体制づくりを推進するための「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置や、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様なサービス主体による「協議体」の設置について、「生活支援体制基盤整備事業」としてが制度化されました。

「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」については、多様な取組みのコーディネート機能を担い、地域資源の開発、ネットワークの構築、ニーズと取組みのマッチングの機能を果たすこととなり、また、「協議体」については、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進することとしており、参画組織としてはNPO、民間企業、協同組合、ボランティア団体、社会福祉法人等が想定されています。

（図表Ⅱ-4-4 参照）

図表Ⅱ-4-4 コーディネーター及び協議体の役割 (国のイメージ図)



○ 今回の介護保険制度改正に基づく要支援者等に対するサービスの多様化を図るとともに、今後、増加が見込まれる重度の要介護者、認知症高齢者等の増加が今後も見込まれるため、このような高齢者の在宅生活を支えるためには、通常の訪問介護や通所介護等に加え、毎日必要に応じて複数回利用者と接することが可能な介護保険サービス (「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」など) や生活支援サービスの普及が必要であり、これを実現するためのマネジメントを適切に行う必要があります。

○大阪市においては、平成22(2010)年10月の国勢調査によると、65歳以上の人がいる世帯のうちひとり暮らし世帯が41.1%(全国24.8%)と、とりわけひとり暮らし高齢者の世帯割合が高く多く、介護保険制度における要介護・要支援状態ではない高齢者であっても、在宅で生活するためには何らかの支援を必要とする場合も少なくありません。

また、大阪市高齢者実態調査によると、ひとり暮らし世帯の高齢者は、他の世帯と比べて、「日常生活で不安を感じる」との回答割合が高く、ひとり暮らし世帯の高齢者等の日常生活の不安を解消する施策の充実も必要となります。

支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り継続できるようにするには、介護保険サービスに加えて、それ以外の高齢者のニーズに応じた生活支援サービスの充実が重要です。

今後の取組み

(1) 新しい総合事業等によるサービスの多様化

ア 介護予防・生活支援サービス事業の構築

介護保険制度改正に基づき、要支援者に対する介護予防訪問介護・通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行することになっており、今後は、より地域に密着したサービス提供と、多様な事業実施主体によるサービス提供により、高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めることが重要です。

これまでの介護予防給付事業(訪問介護・通所介護)については、現行事業相当としての既存の介護サービス事業者によるサービス提供から、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体によるサービスまで、要支援者及びサービス事業対象者が安心してサービスを利用できるよう、サービスの多様化に向けた検討を進めます。

また、介護予防・生活支援サービス事業の構築にあたっては、国のガイドラインに基づき、多様な事業主体ごとの適切な人員基準、報酬単価の設定を行うなど事業の実施方法・内容の検討を進めるとともに、専門的なサービスが必要と認められる場合のサービス利用等を含めて、それぞれの状況にあわせた適切なサービスが提供されるよう、介護予防ケアマネジメントの方法やサービス提供の流れについて検討を行い、これらについて市民・事業者への周知を行ったうえで円滑なサービス事業への移行を図ります。

イ 介護予防・生活支援サービス事業の構築に向けた段階的な移行

多様なサービスが創出される取組みを推進するため、「生活支援コーディネーター」の配置や「協議体」の設置により、大阪市における制度設計に取り組んでいく必要があります。特に、ボランティア・NPO等によるサービスの創出にあたっては、高齢者の生活支援サービスのニーズの把握に努めるとともに、サービスの担い手となるボランティア団体等の活動状況の把握・発掘に努める必要があります。

そこで、平成 27 (2015) 年度から

- ・住民組織やNPOなど、生活支援サービスの多様な実施主体の養成や、不足するサービスや支援の創出等を行う生活支援コーディネーターの配置
- ・多様な主体間での定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進するための協議体の設置
- ・多様なサービスの受け皿となる地域における通いの場の充実

をモデル的に実施し、評価検証を行い、平成 29 (2017) 年 4 月までの間に、段階的なサービスの創出に努め、全市展開に向けて取り組んでいきます。

<p><u>実施</u> <u>スケジュール</u> <u>(案)</u></p>	<p>平成 27 (2015) 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置 (モデル事業：市内 3 区で実施) <p>平成 28 (2016) 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置 (モデル事業を検証し、実施区の拡大) ・事業内容を検証し、国のガイドラインに基づき、サービス事業ごとの人員基準、報酬単価、ケアマネジメント方法等の検討 (適宜、関係機関と連携・調整) <p>※市民・事業者等への周知を行い、平成 29 (2017) 年 4 月までの間に「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施。</p>
---	--

(2) 介護給付等対象サービスの充実

介護サービスの充実に当たっては、日常生活圏域ごとに地域ニーズを的確に把握し、その課題等を踏まえながら、事業の計画的な整備に取り組んでいきます。

特に、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅サービス、施設サービスをどう充実していくか、中長期的な視点をもって方向性を提示します。

とりわけ、重度の要介護者の在宅での生活を支えるために重要とされている「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）」に関しては、その整備について十分に検討し、事業者の参入促進に取り組んでいきます。

また、地域密着型サービス事業者の指定等の事務の運営に当たっては、利用者や被保険者、その他関係者から構成される「地域密着型サービス運営委員会」の意見を反映させ、事務の公平・公正な運営を確保するように取り組んでいきます。

(3) 介護保険サービスの質の向上と確保

ア 介護サービス情報の公表と福祉サービスの評価

利用者が適切な事業者を選択できるよう、すべての介護サービス事業者に「介護サービス情報の公表」が義務化されております。この制度は都道府県事務として運営されており、大阪府ではホームページを通じて情報提供を行っています。

また、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護にかかる外部評価結果については、事業所が所在する区保健福祉センター及び地域包括支援センター、福祉局介護保険課で公開しています。

大阪市では、地域で生活支援等を行う事業者からサービス内容等に関する情報の提供を受け、公開します。

イ 介護サービスの適正化

介護サービスの適正化について、平成 20 (2008) 年 3 月に大阪府と市町村が作成した「大阪府介護給付適正化計画」(第 1 期)に引き続き、平成 23 (2011) 年 10 月に「第 2 期大阪府介護給付適正化計画」を作成し、計画目標に沿って、要介護(要支援)認定の適正化・ケアプラン点検・住宅改修の適正化・介護給付費通知の送付・医療情報との突合・縦覧点検・給付実績の活用を行い、介護報酬請求給付の適正化に努めています。

~~現在、国において「第 3 期介護給付適正化計画に関する指針」の策定準備を進めており、その後、指針に基づき、大阪府は「第 3 期大阪府介護給付適正化計画」を策定し、大阪府の実情に応じて目標を設定するなどにより、~~

平成 27 (2015) 年度からは、国の「第 3 期介護給付適正化計画に関する指針」に基づく「第 3 期大阪府介護給付適正化計画 (平成 27 (2015) ~ 29 (2017) 年度)」に沿って、引き続き介護給付の適正化に努め、より良いサービスが提供されるよう取り組みます。

ウ サービス事業者への指導・助言

介護サービスの質の向上を図り、利用者に対して適切なサービスが提供されるよう、事業者に対する指導・助言に取り組むとともに、福祉サービスを提供する事業者については、利用者の安心・信頼を獲得するため、質の向上を図ることが重要であることから、第三者機関評価の利用促進に努め、自ら提供する

特別養護老人ホームの入所申込者の中には、その身体状況等から他の施設が適している人や、ニーズに合った在宅サービスが提供されれば、引き続き住み慣れた地域で生活ができる人がいると考えられます。それぞれのニーズに合ったサービスの提供に努めながら、施設サービスが求められる人のために必要な施設整備を進めます。

特別養護老人ホームの整備については、社会福祉法人に対して整備補助を行っており、できる限り在宅に近い環境の下で生活できるよう、利用者一人ひとりの個性と生活のリズムを尊重する観点から、今後も基本的には個室・ユニット型での整備を基本に進めます。また、既存施設の個室・ユニット化改修等についても国の交付金等を活用して支援します。一方で、高齢者のニーズや低所得者の利用料負担への配慮を勘案し、プライバシーに配慮した多床室に限り、大規模な個室・ユニット型特別養護老人ホームにあわせての整備や、地域密着型での単独整備を可能とします。

なお、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が著しい状況となっている施設があることから、運営法人の意向を踏まえ、計画的に建替えを実施します。建替えにあたっては必要に応じて、一部従来型での整備を可能とします。

○ 介護老人保健施設

介護老人保健施設については、要介護認定者数の増加等にあわせて必要な整備をすすめます。なお、全室個室で10人程度のグループで家庭的なケアを行う個室・ユニット型の施設整備を基本として進めますが、従来型での整備（改修を含む）も可能とします。

○ 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設の廃止猶予の期限が平成29（2017）年度末までであることから、介護療養型医療施設は、すべて転換することを基本とします。

○ 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症高齢者が引き続き増加することが予想されるため、そのニーズに対応するため日常生活圏域ごとの必要利用定員総数を上回る場合でも、市域全体の必要利用定員総数の範囲内であれば、事業者指定を行うこととし、一層

Ⅲ—第8章

具体的施策

(素案：P113～P182)

直しや地域福祉ビジョン等の策定を行い、地域レベルでの地域ネットワーク委員会や地域（地区・校下）社会福祉協議会などの幅広い団体の連合組織である地域活動協議会等による、発見・見守り・支え合いの取組みを一層推進するとともに、区によっては、区の実情に応じた取組みとして、福祉施策パイロット事業による住民相互の見守りの取組みが進められています。

今後も、区や地域の実情に応じた見守りネットワーク等区独自の地域支援システムの充実を推進します。

イ 地域における見守りネットワークの強化

要援護者名簿を整備し、その情報を地域へ提供するとともに、孤立世帯に対して積極的にアウトリーチを行い、地域の見守り活動につなぎます。さらに、認知症高齢者等が行方不明になった場合に早期に発見する体制を構築し、地域における見守りネットワークの強化を図ります。

（認知症高齢者等の行方不明時の体制の構築については、P121「認知症高齢者見守りネットワーク事業」参照）

ウ 孤立死防止のための施策の推進

○ ライフライン事業者等との連携

ライフライン事業者等の協力事業者が検針や配達等の日常業務の中で戸別訪問した際、孤立死につながるような異変を察知した場合等に、区役所等に定めた窓口へ連絡してもらうことにより、孤立死を未然に防止することを目的に協定を締結しています。

今後も、地域における企業等との連携を進め、見守りの網の目を細かくしていきます。

2 認知症施策と権利擁護施策

今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症の方への支援に重点的に取り組み、認知症の方が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して生活を営むことができるよう施策の充実を図ります。

また、認知症高齢者をはじめとしたすべての高齢者が、地域で自分らしく安心して暮らしていくために、高齢者の心身に深い傷を負わせる重大な権利侵害である高齢者虐待の防止に取り組むとともに、あんしんさぼりと事業（日常生活自立支援事業）をはじめとした高齢者の生活に関わる権利擁護の取組みを推進します。

(1) 認知症の方への支援

[重点的な取組み内容は、P75 「(1) 認知症の方への支援」 参照]

ア 適切なサービスとコーディネート仕組みづくり

認知症の方の生活機能障がいの進行にあわせて、地域においてどのような医療・介護サービス等を受ければよいのか、地域の実情に応じて、標準的なケアの提供内容等をわかりやすく示す「認知症ケアパス」の作成と普及を推進することにより、適切なサービスとそのサービスにつなげる仕組みづくりをめざします。

イ 早期診断・早期対応の仕組みづくり

認知症高齢者の早期発見・早期対応を図るため、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター等の医療機関相互のネットワーク整備に努めるとともに、認知症初期集中支援チームを設置し、医療や介護保険サービス等に結びついていない認知症の方への初期支援を認知症専門医の指導のもと包括的・集中的に行います。

○ 認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

エ 地域で支える日常生活・家族支援の強化

認知症の方は環境の変化に弱いという特性があるため、住み慣れた地域のよい環境で安心して暮らし続けることができるよう認知症に関する正しい知識の普及に努めるとともに、地域での見守り、相談支援体制の構築を図ります。また、地域における認知症の方とその家族を支援するため、医療機関や介護サービス事業者など関係機関の連携を強化し、支援体制の推進に努めます。

○ 高齢者相談支援サポート事業

① 相談支援業務

地域包括支援センター等に対して、認知症をはじめ複合的な課題を抱える対応の難しい個別具体事例への支援方法について、専門的かつ総合的な助言・指導を行います。

② 認知症サポーター等養成業務

認知症を正しく理解してもらい、認知症の方や家族を温かく見守る応援者である認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちをめざします。また、認知症サポーターの講師役となるキャラバン・メイトを養成します。

○ 認知症対策連携強化事業

地域包括支援センターなどの高齢者福祉拠点と認知症疾患医療センターの連携を緊密にするため、認知症連携担当者（認知症地域支援推進員）及び嘱託医を配置し、保健・医療と介護・福祉の連携体制を強化し、認知症の医療と介護の切れ目のない提供等を行い、認知症の方への総合的・継続的支援体制の推進に努めます。

○ 認知症高齢者見守りネットワーク事業

徘徊をきっかけとして、行方不明の状態におかれている高齢者や、警察等に保護されても身元が判明しない高齢者が増えていることが問題となっていることから、地域で認知症の方とその家族を支えるため、行政、専門職、企業、地域住民等の協力を得て早期に発見する見守りネットワーク体制の構築をめざします。

○ 認知症緊急ショートステイ事業

認知症の方を介護するご家族の負担を軽減するため、介護者の急病や事故などにより介護することが困難になった場合や、葬祭など緊急やむを得ない介護者の事情などにより、在宅生活が一時的に困難となった方を福祉施設で受け入れ、介護サービスを提供する緊急ショートステイを実施します。

《 実績 》

○ 高齢者相談支援サポート事業（認知症サポーター等養成業務）				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
キャラバン・メイト	養成数	234人	220人	223人
認知症サポーター	養成数	10,958人	14,004人	15,693人
(サポーター養成数 年度末累計)		63,501人	77,505人	93,198人
○ 認知症対策連携強化事業				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
認知症地域支援推進員		3人	3人	3人
○ 徘徊認知症高齢者位置情報探索事業				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
利用状況		延100人	延127人	延140人
○ 精神保健福祉相談（医師による）				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談件数人員		延196人	延208人	延176人
うち認知症関係		延98人	延92人	延79人
相談件数のうち、65歳以上を計上				
○ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による相談支援				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
地域生活支援事業 （認知症にかかる支援件数）		延10,377件	延2,836件	一件
○ 要援護高齢者緊急一時保護事業				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
養護者による虐待		68件	68件	66件
徘徊認知症高齢者		14件	12件	12件
○ 老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置				
		平成23年度	平成24年度	平成25年度
		66人	68人	80人

オ 若年性認知症施策の強化

若年性認知症への理解を深めるため、普及・啓発に努めるとともに、若年性認知症の特性やケアに関する知識、技術の習得を図るための研修を実施するなど、医療・介護従事者等に対し対応力の向上を図ります。

さらに、若年性認知症の方との意見交換会等を通じたニーズ把握に努めるとともに、都道府県ごとに設置される相談の窓口と連携を図りながら、若年性認知症の方の状態に応じた適切な支援が受けられるよう情報を集約し、相談窓口の明確化や就労等を含めた相談支援体制の充実を図ります。

カ 医療・介護サービスを担う人材の育成

介護業務に従事している介護職員等に対し、認知症の方の介護に関する専門的な研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図るとともに、保健、医

や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する事業の創出に努めます。

また、高齢者が自らの健康状態を認識し主体的な予防活動が継続できるように、新たな健康づくりの自主活動グループの育成を図るとともに、既存の自主活動グループの活性化に向けた支援にも取り組んでいきます。

さらに、高齢者の社会参加・地域貢献活動を支援するとともに、高齢者自身の介護予防も図るため、社会参加活動を行った場合に換金等ができるポイント制度に取り組めます。

○ 介護予防ポイント事業

高齢者の社会参加を積極的に支援し介護予防を推進するため、65歳以上の高齢者が福祉施設等において軽易な介助補助等のボランティア活動を行った場合に、ポイントを付与し、換金できる事業を実施します。

イ 従来の介護予防事業

【はつらつシニア等への支援（二次予防）】

要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者「はつらつシニア」に対して、生活機能の維持・向上をめざした介護予防事業（二次予防事業）を提供します。

二次予防事業は、地域で生活されている方で、機能低下のある高齢者が介護予防に取り組むための重要な事業であり、平成 27（2015）年度は継続的に実施し、「新しい介護予防事業（一般介護予防事業）」への移行とあわせ、関係機関と調整を行い、段階的に事業内容を見直します。

○ 対象者把握事業

より多くの人が事業に参加していただけるよう、個別通知や地域包括支援センター・区保健福祉センター・大阪市が指定する地域の医療機関等の関係機関において、基本チェックリストを実施することによりし、介護予防事業の対象となる高齢者をの把握に努めます。し、より多くの人が事業に参加いただけるよう取組みを進めます。また、地域包括支援センターや区保健福祉センターでは、その際に健康講座等教育を実施し、介護予防への周知を図るとともに、日常生活の中で健康的な生活習慣・介護予防が実践できるよう支援します。

○ 大阪プール

健康づくり、体力づくりのため、大阪プールで、水泳教室、アイススケート教室を実施します。

○ 中央体育館

手軽に自分の健康や体力について知識を深め、必要な運動方法を身につける機会として、中央体育館で「健康体力セミナー」を行います。

○ スポーツ施設の高齢者割引

市営屋外プール、屋内プール、トレーニング場、アイススケート場では、高齢者割引を実施します。

○ 大阪市スポーツボランティア

大阪市が関わる各種大会、スポーツイベント等へボランティアを派遣します。

《 実績 》

○ <u>地域スポーツセンター</u>			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
開設数	24施設	24施設	24施設
実施教室	444教室	469教室	496教室
受講者数	延41,401人	延41,294人	延52,242人
○ <u>市民レクリエーションセンター</u>			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
センター数	30か所	30か所 29か所	30か所
実施教室	248教室	237教室	216教室
参加者数	5,624人	4,376人	4,290人
○ <u>大阪プール</u>			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
教室数	24教室	19教室	20教室
参加者数	延36,004人	延37,816人	延40,673人
○ <u>中央体育館</u>			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
教室数	12教室	18教室	13教室
参加者数	延8,059人	延5,598人	延6,185人
○ <u>スポーツ施設の高齢者割引</u>			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
屋外プール	延5,822人	延6,185人	延6,302人
屋内プール	延883,158人	延873,519人	延894,673人
アイススケート場	延3,548人	延4,123人	延4,108人
トレーニング場	延248,071人	延350,432人	延290,253人

○ 大阪市スポーツボランティア			
	平成23年度	平成24年度	平成25年度
登録者数	332人	310人	292人
活動者数	延1,527人	延1,409人	延1,125人

イ 生涯学習・文化活動の推進

市民主体の生涯学習の推進などを目的として策定した「生涯学習大阪計画」の内容に基づき、高齢者が生きがいをもって健やかに高齢期を過ごすことができるよう、高齢者に対する学習機会を拡充するとともに、や情報の提供や及び学習相談の充実を図ります。

○ 総合生涯学習センター・市民学習センター

「総合生涯学習センター」は、生涯学習推進の中核施設として大阪市の各局、施設と連携し、「市民学習センター」（阿倍野・難波）とともに、多様な学習機会の提供や学習相談、生涯学習に関わるボランティアの研修や助言・相談など、市民の主体的な生涯学習活動を支援します。

○ 高齢者等読書環境整備・読書支援事業

図書館への来館が困難な施設入所者を対象に、高齢者福祉施設へ図書を提供し、図書ボランティアが図書を貸し出したり、朗読や紙芝居等を行います。

○ 市立図書館の大活字本コーナー

高齢者が読みやすい、大きな活字の図書を揃えた「大活字本コーナー」を図書館に設置し、閲覧・貸出しを行います。

○ 折り紙教室等世代間交流事業

図書館で、子どもを対象に折り紙教室等の催しを行い、高齢者を講師に招く等の世代間の交流を図ります。

○ クラフトパーク

陶芸をはじめ、木工、金工、染色、織物及びガラス工芸等、創作活動を通じて高齢者にとって有意義な時間をつくとともに、世代間の交流を図ります。

○ 園芸講習会

地域の人々に積極的な緑化の普及啓発を図るため、市内各地へ講師を派遣して家庭園芸などの講習を実施します。

○ 大阪市NPO・ボランティア活動推進支援事業			
相談件数	平成23年度 1,504件	平成24年度 3,265件	平成25年度 3,175件
○ 区ボランティア・市民活動センター／ビューロー			
登録数	平成23年度 3,444グループ	平成24年度 3,584グループ	平成25年度 3,292グループ
ボランティア活動人員	延40,055人	延38,091人	延35,661人
○ 大阪ボランティア協会			
コーディネーター 対応相談件数	平成23年度 1,462件	平成24年度 1,461件	平成25年度 1,980件
○ ボランティア活動情報誌「COMVO（コンボ）」の配付			
発行回数	平成23年度 年12回	平成24年度 —	平成25年度 —
発行部数	各回40,000部	—	—
○ 大阪市市民活動推進助成事業			
助成事業数	平成23年度 7事業	平成24年度 4事業	平成25年度 6事業
○ 大阪市地域貢献活動マッチングシステム			
システム登録件数	平成23年度 184 162件	平成24年度 121件	平成25年度 69件
マッチング件数	58件	113件	188件

イ 高齢者によるボランティア活動の推進

地域社会においては、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える活動など、高齢者が自らの経験や能力を生かした社会貢献が期待されており、高齢者の経験と能力を活かし、生きがいづくりにも繋げるため、地域におけるボランティア活動を支援します。

○ 生涯学習インストラクターバンク事業

地域における生涯学習活動の講師として高齢者をインストラクターバンクに登録し、講師・指導者として紹介します。

《 実績 》

○ 生涯学習インストラクターバンク事業				
高齢者リーダー	登録者数	平成23年度 104人	平成24年度 102人	平成25年度 100人